

前文

京丹波町では、みんなが心身とともに社会的にも健康^{※1}で、幸せを感じられ、笑顔があふれる元気なまちを目指し、町の象徴である豊かな自然や、地域で育まれてきた文化等を活用しながら、人と人とのつながりを通じた豊かな心を育む取り組みを行うとともに、人権学習や啓発活動等により、多様な価値観を認め合い、他人を思いやれる社会づくりに取り組んでいます。

しかしながら、私たちが暮らしている社会には、今もなお、社会的身分、門地^{※2}、人種、民族、国籍、信条、性別、性的指向^{※3}、性自認^{※4}、障害、疾病、職業、年齢、経済状況等を理由とした不当な差別や暴力、インターネットを利用した人権侵害^{※5}やハラスメント等^{※6}の様々な人権課題が存在しています。

これらの課題を踏まえ、一人ひとりの人権が尊重され、みんなが幸せを感じられる社会を実現するためには、人権尊重のまちづくりを一層推し進めるとともに、年齢、性別等に関係なくみんなが主体的に社会参加できる環境づくりに取り組む必要があります。そして、私たち一人ひとりが、相手を理解し、尊重し、思いやり、自分の事としてとらえ、人権侵害は決して許されないという意識をもち、行動に移すことが求められます。

ここに、私たち一人ひとりがお互いに人権を尊重し、多様な価値観を認め合い、みんなが幸せであると感じられる、豊かな心を育むまちづくりを進めていくために、この条例を制定します。

【解説】

前文では、条例制定の背景や趣旨、目的等を記載しており、この条例を定める上での基本的な考え方となります。

特に、この前文については、一人でも多くの方に読んでいただいて、人権に対する関心や理解を深めるきっかけにしていきたいという思いから、できるだけ読み易くするために、「ですます調」で、柔らかい、やさしい表現とし、難解な語句の使用を可能な限り控えて、理解しやすいものとなるように努めました。

第1段落では、本町のまちづくりの取組について説明しています。また、みんなが心身とともに社会的にも健康で幸せという「ウェルビーイング」の考え方や、笑顔や元気があふれるといった本町の目指す姿も盛り込んでいます。

第2段落では、今もなお社会に存在する多くの人権課題を列挙しています。また、インターネットの普及等の、社会の変化に伴って新たに認識されるようになった人権課題についても記載しています。

第3段落では、人権尊重のまちづくりのために今後取り組んでいかなければならないことや、町民一人ひとりが、思いやりの気持ちを持ち、正しい理解や意識の下で行動していく必要があることを記載しています。

第4段落では、本町と町民の決意として、人権尊重のまちづくりを進めていくため、この条例を制定することを記載しています。

【用語】

- ※1 心身とともに社会的にも健康：近年、世界保健機構（WHO）の憲章（1946）で提唱された「ウェルビーイング」という概念が注目されています。ウェルビーイングとは、心身とともに社会的にも満たされた状態とされており、人が「幸せ」を感じている状態と言い換えることもできます。本条例では、この「満たされた状態」を「健康」と表現しています。本町では、合併 20 周年のテーマとして「未来へ幸せつなぐまち」を掲げており、みんなが「幸せ」であると感じられるまちを目指して、ウェルビーイングの向上に取り組んでいます。
- ※2 門地：人の出生によって生じる社会的地位のことで、「家柄」、「家格」のことです。日本国憲法第 14 条では、門地により差別されないことが定められています。
- ※3 性的指向：「どのような性別の人を好きになるか」ということです。
- ※4 性自認（性の自己認識）：「自分の性をどのように認識しているのか」ということです。「心の性」と言われることもあります。
- ※5 インターネットを利用した人権侵害：インターネットの普及に伴い、その匿名性や情報発信の容易さから、個人に対する誹謗中傷、名誉やプライバシーの侵害、SNS 等におけるネットいじめ、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動（いわゆる「ヘイトスピーチ」）、「部落差別（同和問題）」に関して特定の地域を同和地区であると指摘するような投稿など、人権に関わる様々な問題が発生しています。
- ※6 ハラスメント：いろいろな場面での「嫌がらせ、いじめ」を言います。その種類は様々ですが、他者に対する発言・行動等が本人の意図には関係なく、相手を不快にさせたり、尊厳を傷つけたり、脅威を与えることを指します。

目的

第 1 条 この条例は、日本国憲法^{※7} 及び世界人権宣言^{※8} の理念並びに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成 25 年法律第 65 号）^{※9}、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（平成 28 年法律第 68 号）^{※10}、部落差別の解消の推進に関する法律（平成 28 年法律第 109 号）^{※11} その他のあらゆる人権を尊重することを目的とした法令の趣旨に鑑み、人権尊重のまちづくりに関して、基本理念を定め、町の責務並びに町民及び事業者の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策（以下「人権施策」という。）の推進について必要な基本的事項を定めることにより、人権尊重の意識の高揚を図り、もって、みんなが幸せであると感じられる、豊かな心を育む人権尊重のまちづくりを推進することを目的とする。

【解説】

この条例の目的を定めています。

この条例は、町の責務や町民及び事業者の役割を明記し、人権施策の推進のために必要なことを定めることにより、人権尊重のまちづくりを推進していくことを目的としています。

【用語】

- ※7 日本国憲法：「基本的人権は、侵すことのできない永久の権利（第 11 条）」であり、「すべて国民は法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない（第 14 条）」ことを定めています。
- ※8 世界人権宣言：第 1 条において「すべての人間は生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたっています。昭和 23 年（1948 年）12 月 10 日、国連第 3 回総会（パリ）において、「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」として採択されました。世界人権宣言は、基本的人権尊重の原則を定めたものであり、それ自体が法的拘束力を持つものではありませんが、初めて人権の保障を国際的にうたった画期的なものです。
- ※9 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）：全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成 25 年 6 月に制定され、平成 28 年 4 月 1 日に施行されました。
- ※10 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）：「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」いわゆる「ヘイトスピーチ」の解消を推進することを目的として制定され、平成 28 年 6 月 3 日に施行されました。
- ※11 部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）：部落差別（同和問題）は、日本社会の歴史的過程で形作られた身分差別により、日本国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由に結婚を反対されたり、就職などの日常生活の上で差別を受けたりするなどしている、我が国固有の人権問題です。この法律は、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的として制定され、平成 28 年 12 月 16 日に施行されました。

定義

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 町民 町内に居住し、通勤し、通学し、又は滞在する者をいう。
- (2) 事業者 町内で、事業を行う個人又は法人その他の団体をいう。

【解説】

この条例で使用している用語のうち、その意味するところを明確に定めておく必要があるものについて規定しています。

(1) 「町民」については、町内に居住している方（住民票がある方）に限定せずに、通勤・通学者や、単に滞在している方をも含めています。

(2) 「事業者」については、町内での事業所の有無を問わず、町内で事業活動を行ってい

る全ての個人・法人・その他の団体としています。

このため、住民票や事業所の有無等に関わらず、本町に関わりのある概ね全ての人がこの条例の「町民」または「事業者」に含まれることになります。

「町民」は第5条で、「事業者」は第6条で、それぞれ役割が定められており、人権尊重のまちづくりの担い手等として、人権尊重のまちづくりに協力していただくことになります。

基本理念

第3条 人権尊重のまちづくりは、すべての人が生まれながらにして基本的人権を有しており、かけがえのない個人として尊重されるものであることを基本として行うものとする。

【解説】

この条例の目的（第1条）を実現するための基本となる考え方、目指すべき方向性を基本理念として定めています。

この条例は「すべての人が生まれながらにして基本的人権を有しており、かけがえのない個人として尊重されるものであること」を基本理念としています。

町の責務

第4条 町は、前条に規定する基本理念に基づき、必要な人権施策を総合的かつ計画的に推進するものとする。

2 町は、人権施策の推進に当たっては、国、京都府、関係団体等との連携を図るとともに、必要な推進体制の充実に取り組むものとする。

【解説】

本条例における町の責務（果たすべき義務や責任のこと）を定めています。

第1項では、人権施策（人権教育・人権啓発事業や人権相談事業等）を総合的かつ計画的に推進することを定めています。

第2項では、人権施策の推進にあたって、国、京都府、関係団体等との連携を図ることと、推進体制（人権施策を効率的に進めるために必要な仕組み（組織体制や役割分担の明確化、連携強化等）のこと）の充実に取り組むことを定めています。

町民の役割

第5条 町民は、第3条に規定する基本理念に基づき、人権を尊重し、人権尊重のまちづくりの担い手として、学校、家庭、職場、地域その他のあらゆる場において、人権尊重の意識の高揚を図るとともに、人権尊重のまちづくりの実現に資するよう努めるものとする。

【解説】

本条例における町民（※町民の意味は第2条で定められています。）の役割を定めています。

町民の役割として、社会のあらゆる場面で、人権尊重のまちづくりの担い手として、人権尊重の意識の高揚（人権を大切にするという意識を高めること）を図り、人権尊重のまちづくりに協力することを定めています。

具体的には、町が実施する人権教育事業に積極的に参加いただくこと等により、人権についての理解を深めていただくことや、困っている人がいたら助け合うこと、相手を尊重する意識を持ち、日常生活の中で実践していただくこと等が挙げられます。

事業者の役割

第6条 事業者は、第3条に規定する基本理念に基づき、事業活動に関わる者の人権尊重の意識の高揚を図るとともに、あらゆる人権問題の解決に向けた取り組みを主体的に推進し、人権尊重のまちづくりの実現に資するよう努めるものとする。

【解説】

本条例における事業者（※事業者の意味は第2条で定められています。）の役割を定めています。

事業者の役割として、事業活動に関わる者（従業員等）の人権尊重の意識の高揚（人権を大切にするという意識を高めること）を図り、人権問題の解決に向けた取り組みを主体的に推進し、人権尊重のまちづくりに協力することを定めています。

具体的には、従業員の人権を保護し、差別やハラスメントのない公正な職場環境を構築することや、公正な採用選考、職場での人権研修の実施、町の人権啓発事業への協力等が挙げられます。

推進計画

第7条 町は、人権尊重のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、人権教育・啓発推進計画（以下「推進計画」という。）を定めるものとする。
2 町は、推進計画を策定したときは、速やかにこれを公表するものとする。

【解説】

人権尊重のまちづくりを進めるにあたって、人権教育・啓発推進計画（以下「推進計画」といいます。）を策定することと、策定後に速やかに公表することを定めています。

推進計画については、現在（令和7年度時点）は、平成30年3月に策定した「京丹波町人権教育・啓発推進計画（第2次）」の計画期間（令和9年度まで）中のため、次期計画は令和9年度中の策定を予定しています。

人権教育及び人権啓発の推進

第8条 町は、町民及び事業者の人権尊重の意識の高揚を図るため、関係機関等と連携し、あらゆる機会を通じて人権教育を推進するとともに、人権啓発の充実に努めるものとする。

【解説】

町が、関係機関等と連携しながら、人権教育や人権啓発活動を実施していくことを定めています。

町の現在（令和7年度時点）の取組としては、8月の人権強調月間や、12月の人権週間等の機会に、人権尊重を主題とした映画会や講演会、街頭啓発等を実施しており、今後においても、これらの事業等を、継続・充実させていきたいと考えています。

相談・支援体制の充実

第9条 町は、あらゆる人権問題に関する相談に応じるため、関係機関等と連携し、相談の実施、情報の提供その他の必要な支援等体制の充実に努めるものとする。

【解説】

町が、あらゆる人権問題に関して相談窓口の整備や、適切な案内を行うとともに、相談内容に適した支援が行えるように、相談及び支援体制の充実に努めることを定めています。

ただし、本町だけであらゆる人権問題に対応することは、現実的ではありませんので、国や京都府、その他関係団体と連携を図りながら、相談及び支援体制を確保していきたいと考えています。

調査

第10条 町は、第1条の目的を達成するために、必要な調査を行うことができる。

【解説】

町が、人権尊重のまちづくりを推進していくために、必要な調査を行うことができることを定めています。

必要な調査とは、具体的には推進計画（第7条）の策定にあたってのアンケート調査等を想定しています。

審議会の設置

第 11 条 推進計画や人権施策等に関する重要な事項を審議するため、京丹波町人権尊重のまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

3 委員は、学識経験者その他町長が適当と認める者のうちから、町長が委嘱する。

4 委員の任期は 2 年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、規則で定める。

【解説】

京丹波町人権尊重のまちづくり審議会の設置について定めています。

審議会では、推進計画（第 7 条）の内容の他、町が実施する人権施策（人権教育・人権啓発事業や人権相談事業等）の進め方等、様々な内容について、審議することになります。

委任

第 12 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

【解説】

この条例の施行（実行にうつすこと）の際に、条例に定められていないことがある場合は、規則や要綱等で別に定めることを定めています。

附 則

この条例は、令和 7 年 10 月 11 日から施行する。

【解説】

この条例の施行日（実際に効力を持つ日）を令和 7 年 10 月 11 日と定めています。

この条例は、町合併 20 周年という節目の年にあたり、人権が尊重されるまちづくりを一層推進していくために制定したものであり、合併 20 周年の記念日（令和 7 年 10 月 11 日）を施行日としています。